



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成28年10月1日より

広島県最低賃金が改正されます

1時間当たり24円上がります。お気を付け下さい！

平成28年9月30日まで

平成28年10月1日より

時間額 769円

時間額 793円

最低賃金に参入しない賃金

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当

②時間外、休日および深夜の割増賃金

③臨時に支払われる賃金および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ストレスチェックの実施はされましたか？

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、**労働者が50人以上いる事業所**では、**2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務**付けられました。

※契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

いつまでに何をやればよいのでしょうか？

2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。(結果通知や面接指導の実施までは含みません。)

ストレスチェックの実施

- 質問票**(厚生労働省HPに、「**国が推奨する57項目の質問票**」があります。)を労働者に配って、**記入**してもらいましょう。(インターネット上でもチェックが可能です。)
- 記入が終わった**質問票は、医師などの実施者(またはその補助をする実施事務従事者)**が回収しましょう。
- ◆**第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力が終わった質問票の内容を閲覧してはいけません!**
- 回収した質問票をもとに、**医師などの実施者がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選び**ます。
- 結果(ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か)は、実施者から直接本人に通知**されます。
- ◆**結果は企業には返ってきません。入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。**
- 結果は、医師などの実施者(またはその補助をする実施事務従事者)**が保存します。

面接指導の実施と就業上の注意

- ストレスチェック結果で、「**医師の面接が必要**」とされた**労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施**しましょう。
- 面接指導を実施した**医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を実施**しましょう。

「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導などを実施した場合の費用助成が受けられる制度です。

〈助成金を受けるためには〉

助成金の支給申請をする前に、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。

助成金の支給には、次の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
(登録後3ヶ月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医資格を持った医師を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

〈助成対象・助成額〉

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合
1従業員につき500円を上限として、その実費額を支給。
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1事業場あたり、産業医1回の活動につき21,500円を上限として、その実費額を支給。
(支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を限度とする。)

【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

〈助成金のご利用の流れ〉

①登録の届出（労働者健康安全機構へ）

提出書類：ストレスチェック助成金事業場登録届

届出期間：平成28年4月1日から11月30日まで

通知書受理後3ヶ月以内に

- ②ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明
- ③ストレスチェックを実施、従業員への結果の通知
- ④ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施
- ⑤助成金支給申請（労働者健康安全機構へ）

提出書類：助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

申請期間：平成28年4月15日から平成29年1月31日まで

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課
神奈川県川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア東館17階 (044) 556-9866

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。